

厚労省社会援護局長殿

同 古都賢一大臣官房審議官殿

今般、貴官指揮下にある望月外事室長との間で、話し合いの場を設け、数度に渡りお伺いして、お話をした上で、その後はメールによる数度の督促要請にも不誠実な態度で臨まれ、これ以上、話し合いの余地はないと判断いたしましたので、以下の金員の即時返還を求めて、内容証明郵便で貴官にご確認いたします。

一、 金参千六百七拾四萬円也

この金員を貸し付ける事になった当初は、当時（外事室前々室長）、委託事業者であった空援隊が現地フィリピンにおいて、外事室指導の元、ご遺骨の収容を含む、情報収集を担っていた時に発生した大量のご遺骨保管料及び火葬場建設費用が主体であり、フィリピンでの活動停止以後の保管管理費用やその後のサイパンにおける厚労省派遣団派遣、フィリピン博物館への遺骨の移送、火葬場土地所有者等への支払い立て替え等を全て、含んでおります。

当時の室長は、「一回では払えないので、分割にして、派遣団費を水増しして支払うので、待ってほしい」と言われ、引き継いだ室長もそれを理解されておりました。但し、実際には金額もほとんど、減らず、増えたり減ったりを繰り返す始末で、何度も申し入れはしましたが、結局、今回の室長になって、全く話し合いが出来なくなりました。

何度メールで要請しても、話をしてみても、「分からないので調査中」とか、「宿題として預かる」とかいう話ばかりで、一向に話し合いの余地はないと前室長の約束すらも反古にされる始末で、まるで、我々が業界に巣食うゴロでもあるかのような態度と見受けられました。

このままでは、我々の名誉にかかわる問題ですので、フィリピンのNHK番組放送による疑惑とやらで事業停止の際にも申し入れました通り、全ては厚労省指導の下に行ってきた事業であるのにも関わらず、我々だけが矢面に立たされ、その後の活動にも多大なる被害を被った事も含め、はっきりさせる時が来たと判断しております。それも現室長の要請通りです。

これらも全て、ご遺骨の一日も早い帰還を求めてやってきた我々の想いを、その主管官

庁たる厚労省が踏みにじってきた実態であり、その他にも色々ある問題にも全て目を瞑って、ここまでやってきましたが、もうここまで来ては看過する事も出来ず今回の仕儀となりました。

つきましては、上記金員を即時にお支払いいただきたく、お願い申し上げます。

本状到着後、即座に、受け取りのメールをまず、空援隊宛てに出していただく事をお願いいたします。 <office@kuuentai.jp>

このメールが今週中に到着すれば、その後、二週間を待って、ご返済がなければ、訴訟に及ぶ予定であります。

万一、メールが来ないようであれば、来週にも訴訟の準備を始めますと共に、検察への提訴も同時に進めてまいります。

尚、本金額には、上記のものを含む過去 4 年に及ぶ金員の貸借であり、証拠の書類、証言者等全て揃えて、訴訟の準備が出来ております事を申し添えます。

平成 26 年 1 月 16 日

特定非営利活動法人 空援隊

理事長 千葉英也

(担当) 理事・事務局長 倉田宇山